

日本型直接支払を実施している市町村に対する 追加調査結果について

令和 2 年 7 月
農林水産省

目次

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行状況に関する追加調査結果

- | | |
|--|-------|
| 1. 調査概要 | ・・・ 4 |
| 2. 多面法制定に対する評価を「よくわからない」とする理由について | ・・・ 5 |
| 3. 「地元から要望がない」とする回答に関して、地元に対する働きかけの頻度と事務負担が与える影響について | ・・・ 6 |

【参考】第1回委員会における資料（抜粋）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に
関する法律（多面法）の施行状況に関する
追加調査結果

1. 調査概要

1. 調査概要

- 都道府県及び市町村に対する。農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「多面法」という。）の附則第2項に基づき、法施行後5年経過時点の施行状況の点検と見直し等の必要性の検討を行う必要がある。
- 都道府県及び都道府県及び市町村に対して、多面法の施行状況及び多面法に対する評価等について、アンケート調査を実施（2019年8月実施）し、第1回「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行状況の点検・検証に関する委員会」において説明（2019年12月）。



第1回委員会における意見を踏まえ、市町村に対して、追加調査を実施（2020年1月実施）。

2. 調査対象

- 日本型直接支払実施中の市町村（抽出調査）。

	調査市町村数
市町村	38

※一定の地域に偏りの出ないよう無作為に抽出。

3. 調査項目

- （1）多面法制定に対する評価を「よくわからない」とする理由について
- （2）「地元から要望がない」とする回答に関して、地元に対する働きかけの頻度と事務負担が与える影響について
 - ・複数支払の活用
 - ・未実施団体の新規取組

2. 多面法制定に対する評価を「よくわからない」とする理由について

○ 多面法制定に対する評価について「よくわからない」とする主な理由を複数の市町村に聞き取ったところ、「判断材料がないため多面法制定前後で比較できない」、「判断するための知識が不足している」、「多面法制定の前後で変化がない、変化を実感していない」、「どちらとも言えない」などが挙げられた。また、「その他」として、制度上の課題などが挙げられた。

よくわからないとする理由	回答 市町村数
判断材料がないため多面法制定前後で比較できない	42
判断するための知識が不足している	19
変化がない、変化を実感していない	18
どちらとも言えない	5
その他 (制度が難しい、事務が負担、担い手不足により事業の推進が難しい、予算が不足している 等)	23

※ 8月に実施したアンケート結果（回答市町村数84）と、今回実施した追加調査結果（回答市町村数20）で構成。

3. 地元に対する働きかけの頻度と事務負担が与える影響について

- 一部の農用地を促進計画に位置付けていない市町村のうち、その理由として、「事業実施の地元要望がない」とする複数の市町村に対して、未実施地区への新規取組に関する働きかけの頻度を調査したところ、「働きかけは行っていない」市町村が最も多かった。一方、毎年、農業関係事業の説明会における周知や、対策期の変わり目に、過去に実施していた地域への意向確認などを行うとしている市町村もあった。
- また、同一農用地で複数支払を活用した実績のない市町村のうち、その理由として、「地域から複数支払の申請がなかった」とする複数の市町村に対して、複数支払活用に関する働きかけの頻度を調査したところ、「働きかけは行っていない」市町村が最も多かった。一方、毎年、実績報告の時期など活動組織等と話す機会や、対策期の変わり目に、意向を確認するとしている市町村もあった。
- さらに、地元への働きかけの頻度について、日本型直接支払の事務負担がどの程度影響しているか調査したところ、「事務負担が影響している」とする回答が約6割、「事務負担以外の要因がある」とする回答が約4割であった。
- 「事務負担が影響している」と回答する市町村では、限られた人員で、日本型直接支払以外の業務も兼務しており、取組の拡大等を行うのは難しいという意見があった。また、「事務負担以外の要因がある」と回答する市町村では、市の方針として、取組の拡大等を積極的には推進していないという意見があった。

未実施地区への新規取組の頻度	回答市町村数
働きかけは行っていない	12
5年に1回以上、働きかけを行っている	7
対策期の変わり目に、働きかけを行っている	7
その他（相談があった場合、制度創設時に実施）	3

複数支払活用に関する働きかけの頻度	回答市町村数
働きかけは行っていない	15
5年に1回以上、働きかけを行っている	2
対策期の変わり目に、働きかけを行っている	4
その他（担当が変わったため不明）	1

働きかけの頻度に与える事務負担の影響	回答市町村数
日本型の事務が多く手が回らない。事務が軽減されれば、その分を推進に充てられる。	9
日本型の事務が軽減されても他にやることもあり、推進は多少行う程度。	16
日本型の事務負担とは関係なく、別の要因がある。	12

【参考】 第 1 回委員会における資料（抜粋）

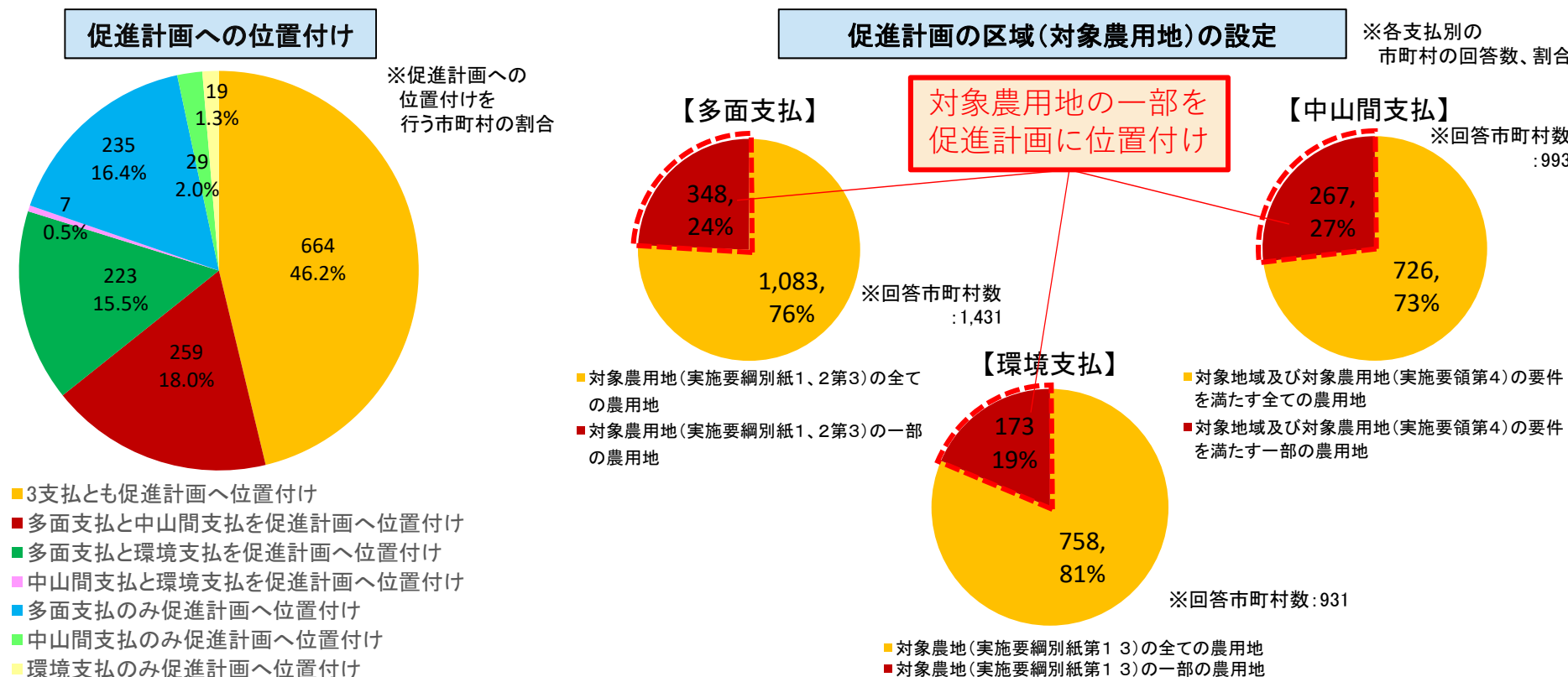
「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の 施行状況の点検及び検証について

令和元年12月
農林水産省

1. 多面法の施行状況に関する調査結果

(5) 市町村における促進計画の区域（対象農用地）の設定状況（第6条）(1)

- 多面法第6条に「市町村は、（中略）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）を作成することができる」と規定されている。各市町村における3支払の促進計画への位置付けの状況についてアンケートを実施したところ、促進計画に複数支払を位置付けている市町村の割合は約8割となっている。
- また、実施要綱及び要領の要件を満たす全ての農用地を促進計画に位置付けていると回答した市町村は、各支払とも7割を超えている。



農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）（抄）

第六条 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）を作成することができる。

2 促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 促進計画の区域

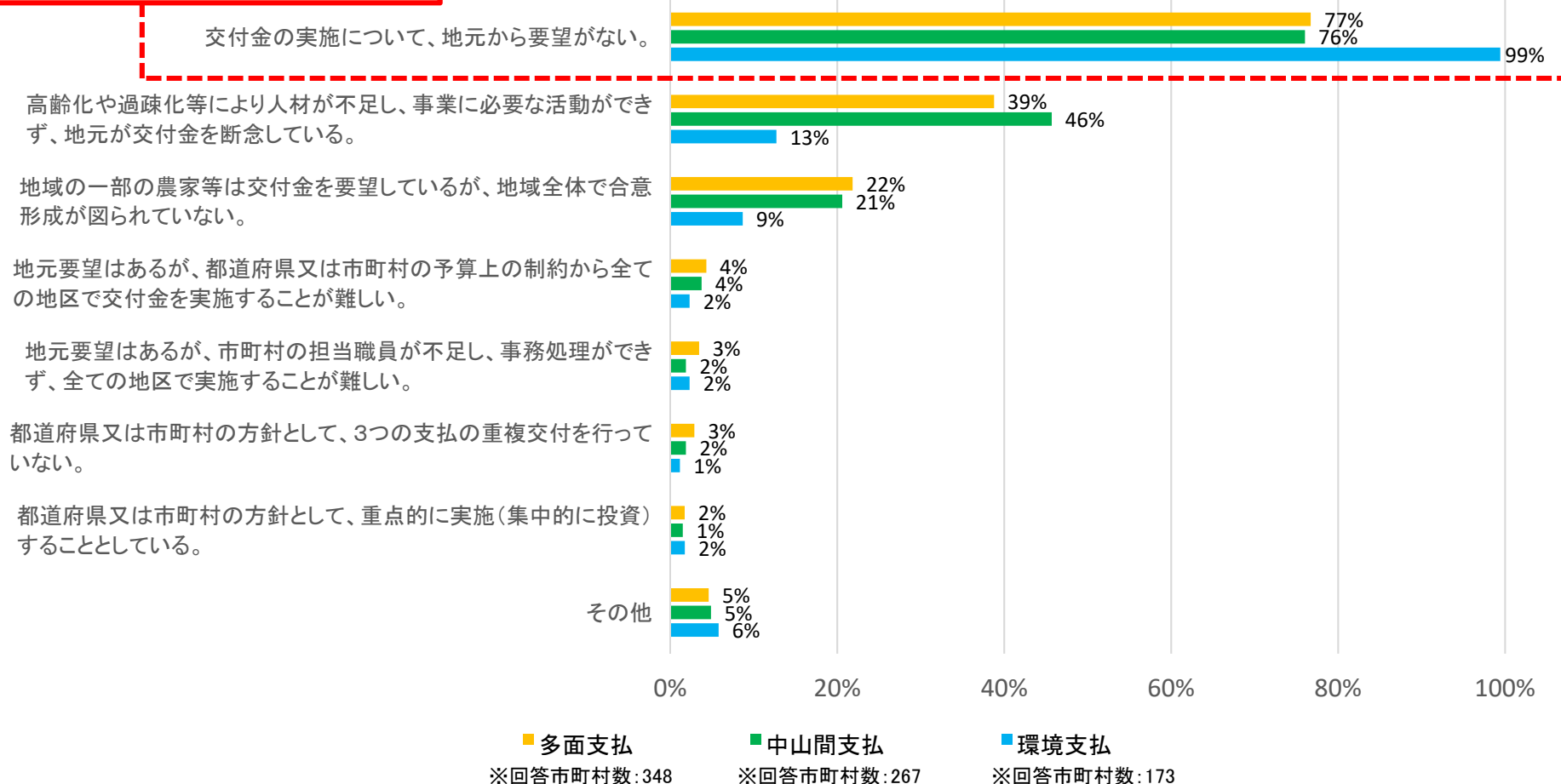
(5) 市町村における促進計画の区域（対象農用地）の設定状況（第6条）(2)

○ 一部の農用地を促進計画に位置付けていない理由としては、3支払ともに、事業実施の地元要望がない、地域全体での合意形成が困難、高齢化等による取組断念など、地域の実情によるものがほとんどである。

対象農用地の一部を促進計画に位置付けていない理由として、「地元から要望がない」と回答。

促進計画に対象農用地を位置付けていない理由

※複数回答可
※一部の農用地を選択した市町村の回答割合

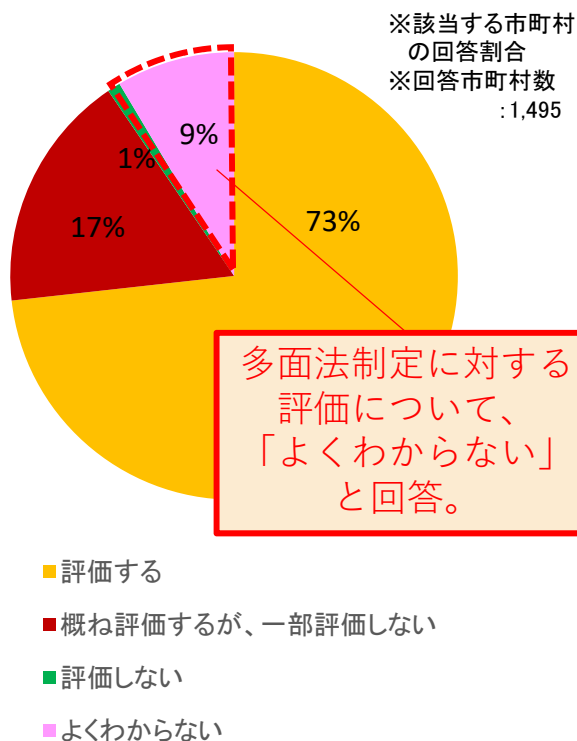


2. 多面法に対する評価に関する調査結果

(1) 多面法制定に対する評価（市町村）

- 多面法制定に対する市町村の評価は、「評価する」が約7割、「概ね評価するが一部評価しない」が約2割であり、約9割の市町村から一定の評価を得ている。
- 評価する主な理由を、多面法制定による効果の中から選択してもらったところ、約7割の市町村が「日本型直接支払が法律に基づく恒久的な制度となり、制度の安定性が確保されるとともに、国の予算が安定的に確保されることが見込まれ、事業を計画的に進めやすくなった。」を選択している。
- 概ね評価すると回答した市町村が挙げた課題としては、「国の予算が不足しており、法制化による安定性が確保されていない」とするものや、「制度が複雑」、「事務が煩雑で負担が大きい」など、制度運用上の課題が挙げられている。

多面法に対する評価



「評価する」、「概ね評価する」理由

※複数回答可
※該当する市町村の回答割合
※回答市町村数：1,353

日本型直接支払が法律に基づく恒久的な制度となり、制度の安定性が確保されるとともに、国の予算が安定的に確保されることが見込まれ、事業を計画的に進めやすくなった。

66%

日本型直接支払が法律に基づく恒久的な制度となり、都道府県、市町村の予算が安定的に確保できるようになった。

50%

法律によって、農業の有する多面的機能の意義や重要性が法律に明記されたことで、日本型直接支払の推進にあたって地元など関係者の理解が得やすくなった。

39%

法律に基づき、都道府県の基本方針や市町村の促進計画が作成され、日本型直接支払の3支払が一つの政策体系の下で一体的に運用されるようになり、3支払の連携が強化された。

5%

日本型直接支払が法律に基づく事業として安定的に実施することができるようになり、地域の農業生産活動を支える体制が整い、他の施策・事業にも取り組みやすくなった。

19%

その他 1%

0% 20% 40% 60% 80% 100% 13

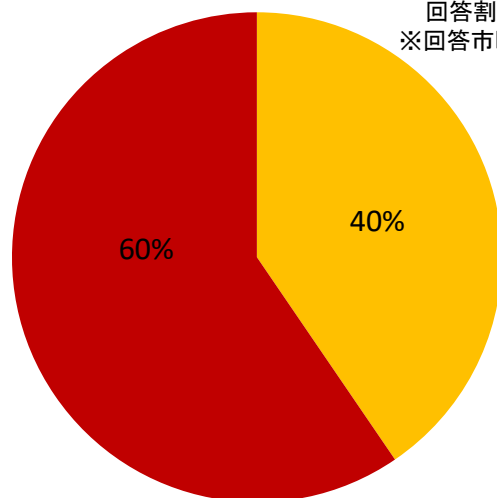
3. 日本型直接支払の連携・計画的実施体制に関する調査結果

(1) 3支払の活用状況

- 同一農地で複数支払を活用した実績を持つ市町村は60%あり、該当する市町村の対応方針として、「積極的に複数支払を推進している」が19%で、「複数支払の申請があれば認める」が81%となっている。
- 実績のない市町村では、実績がない理由として、「地域から複数支払の申請がなかった」とする回答が73%で、「都道府県又は市町村の方針で複数支払を推進していない」とする回答が27%となっている。

同一農用地における 複数支払の活用

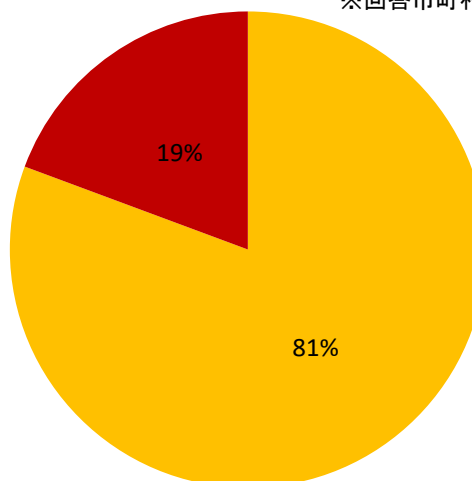
※該当する市町村の
回答割合
※回答市町村数: 1,468



- 同一の農用地では、3つの支払のうち1つしか活用していない。
- 同一農用地で、3つの支払のうち複数を活用している実績がある。

実績ありの市町村の方針

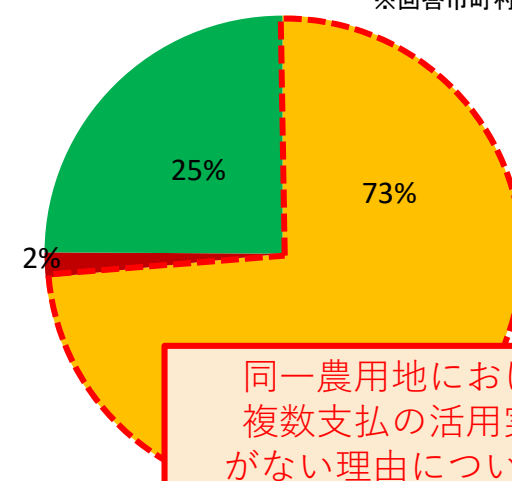
※該当する市町村の
回答割合
※回答市町村数: 920



- 同一の農用地でも、複数の支払の申請があれば、認めている。
- 同一の農用地で、できる限り複数の支払制度が活用されるよう積極的に推進している。

実績なしの理由

※該当する市町村の
回答割合
※回答市町村数: 592



同一農用地における
複数支払の活用実績
がない理由について、
「申請がなかった」と回答。

- これまで同一農用地において、複数の支払の申請がなかった。
- 都道府県の方針として、同一農用地で複数の支払を重複して取り組むことを推進していない
- 市町村の方針として、同一農用地で複数の支払を重複して取り組むことを推進していない